

契約概要

ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

なお、主な保険用語のご説明についてはご契約のしおり **2** ~ **4** ページをご参照ください。

1 商品の特徴

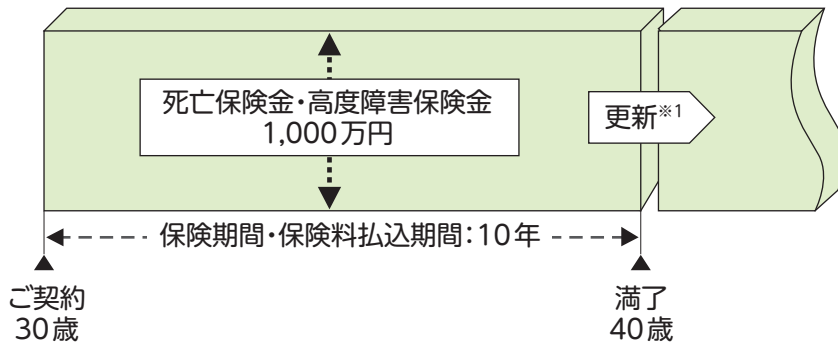
- 一定の期間、死亡保障・高度障害保障を準備できます。
- 保険契約を解約した場合などにお支払いする解約返戻金をなくす仕組みで保険料を計算することにより、保険料を抑え、お求めになりやすい保険となっています。
- 保険契約は更新されます。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)に限ります。)

2 仕組み図

定期保険(無解約返戻金型)

<年満了の場合>

【ご契約例】 契約年齢:30歳・男性の場合(計算基準日:平成26年8月1日)
保険金額:1,000万円、保険期間・保険料払込期間:10年、保険料払込回数:月払い、
保険料払込経路:クレジットカード扱い、月払保険料:1,214円

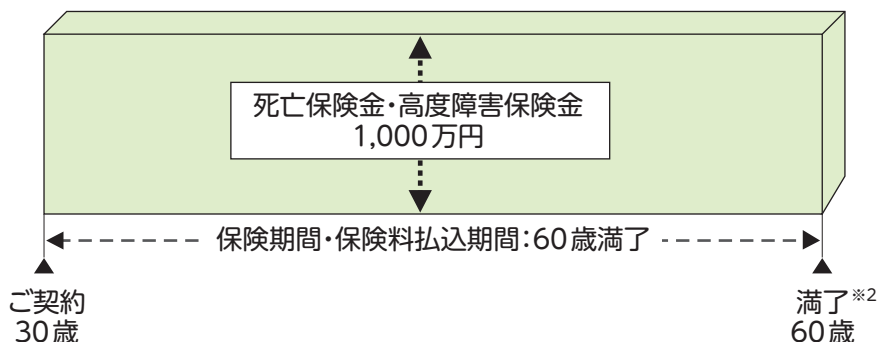


※1 更新到来時期は40歳で、その後も最長80歳まで更新できます。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)の場合。)

40歳で更新時の更新後の保険料は2,351円です。更新後の保険料は、本商品を更新前と同じ保険金額・保険期間で1回だけ更新したものとして計算しています。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

<歳満了の場合>

【ご契約例】 契約年齢:30歳・男性の場合(計算基準日:平成26年8月1日)
保険金額:1,000万円、保険期間・保険料払込期間:60歳満了、保険料払込回数:月払い、
保険料払込経路:クレジットカード扱い、月払保険料:2,332円



※2 保険契約は、保険契約の締結時に選択した満了年齢に達する年単位の契約応当日の前日に満了します。保険契約の更新はできません。

*本商品には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{※3}または告知が行われた時^{※4}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

*お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

*お申し込みいただく保険契約の更新到来時期、更新後の保険期間の限度および更新条件については申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。(保険契約が年数により定められている保険契約(年満了の場合))

※3 電磁的方法によるときは、申込みに関する必要な情報を当社が受信した時とします。

※4 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報を当社が受信した時とします。

3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路

保険期間・保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
10年、60歳満了、65歳満了、80歳満了	月払い、年払い、半年払いからお選びいただけます。	<input type="checkbox"/> 座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。)

*電磁的方法によるお申込みの際の保険料の払込回数は月払いのみとなります。ただし、当社の取扱範囲内で、ご契約締結後に年払い・半年払いへ変更することが可能です。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 主契約における保険金のお支払理由とお支払いの留意点

詳しくはご契約のしおり **6** ページをご参照ください。

定期保険（無解約返戻金型）（主契約）

保険金名	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	保険期間中に所定の高度障害状態となられたとき	死亡保険金額と同額

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により高度障害状態となった場合は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知を行っていた場合や病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合はお支払いすることがあります。



ご注意

- 高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態になられた時からご契約は消滅します。
- 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

5 保険料払込免除について

- 不慮の事故による傷害によりその事故の日から180日以内に所定の障害状態となられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

6 解約返戻金について

- 本商品には解約返戻金はありません。

7 配当金・満期保険金について

- 本商品は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

8 受取人と代理請求制度について

- 被保険者が保険金などをご請求できない当社所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金などをご請求することができます。

9 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人(当社の募集代理店を含む)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、
メディケア生命コールセンターおよび
一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。

生命保険契約に関するご相談・苦情は、<メディケア生命コールセンターへ>

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

受付時間：月～金 午前9時～午後7時
土・日 午前9時～午後5時
(祝日・年末年始を除く)

一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法に基づき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。当社は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 - ・なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> (平成26年6月現在)

保険金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

<引受保険会社>

メディケア生命保険株式会社

〒135-0033

東京都江東区深川1-11-12 住友生命清澄パークビル

<メディケア生命コールセンター>

 **0120-315056**

<http://www.medicarelife.com/>